

○国土交通省告示第三百四十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十年三月二十五日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道230号改築工事（小金湯拡幅・北海道札幌市南区小金湯地内）

第3 起業地

- 1 収用の部分 北海道札幌市南区小金湯地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道札幌市南区豊滝地内から同市南区定山溪温泉東1丁目地内までの延長4.3kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道230号改築工事（小金湯拡幅）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道230号は、札幌市を起点とし、北海道虻田郡喜茂別町、同郡洞爺湖町、同道山越郡長万部町等を経て同道久遠郡せたな町に至る延長152.5kmの主要幹線道路である。

このうち、本件区間に係る一般国道230号（以下「現道」という。）は、札幌都市圏と道南地方とを結び、地域住民の日常生活及び経済活動に広く利用されているとともに、年間約200万人の観光客が訪れる定山溪温泉を始め、洞爺湖やルスツ高原など道内有数の観光地と札幌都市圏とを相互に連絡する観光路線として重要な役割を果たし、自動車交通量が多いにもかかわらず、歩道やバス停車帯の整備が不十分な2車線の道路であることから、慢性的な交通混雑が発生している状況である。

平成17年度道路交通センサスによると、札幌市南区小金湯地内において、現道の自動車交通量は20,979台/日、混雑度は1.65、同箇所における休日の自動車交通量は29,614台/日、混雑度2.22となっている。

本件事業の完成により、現道が4車線に拡幅されることから、現道における交通混雑の緩和が図られ、安全かつ円滑な交通の確保に寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成19年7月に同法等に準じて、大気質、騒音及び振動等について環境影響評価を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内の土地及びその周辺において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物であるオジロワシ及びクマゲラ並びに絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物であるオオタカの飛翔が確認されているが、本件事業実施後も生息環境が広く残存することから、動植物に対する影響は軽微であると認められる。また、環境省レッドデータブックに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているニホンザリガニ等が確認されたが、起業者は事後調査を実施し必要に応じ移設等適切な措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地はなく、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通混雑の緩和を目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第2級の規格に基づき、現道を4車線の道路に拡幅する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートは、現道拡幅案（以下「申請案」という。）のほか、申請案の南側の山麓斜面沿いを通過するバイパス案及び申請案の南側の山麓を

トンネルで通過するバイパス（トンネル）案について検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、申請案は、支障物件は3案中最も多くなるものの、山麓斜面の土工により土地の改変が生じるバイパス案及びバイパス（トンネル）案より施工期間が短く施工性に優れること、事業費が最も廉価であり経済性に優れることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、交通量が多く、慢性的に交通混雑が発生していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、本路線沿道周辺の市町村の長からなる北海道石狩地方開発促進期成会より本件事業の早期完成に強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。